

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第15号」を「第14号」に改め、同条第11号中「保健センター又は」を「保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター、保健センター又は」に改め、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項前段中「第2条第1号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(会計室)